

○総務省令第五十二号

放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに放送法（昭和二十五年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月八日

総務大臣 高市 早苗

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
目次	目次	目次
	<p>「第一章・第二章 略」</p> <p>第三章 協会等</p> <p>「第一節～第五節 略」</p> <p>第六節 雑則（第五十五条の二―第五十九条）</p> <p>「第四章～第九章 略」</p> <p>附則</p> <p>（実施基準の記載事項）</p> <p>第十二条の二 法第二十条第九項第四号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下「インターネット活用業務」という。）に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項</p> <p>二 インターネット活用業務の経理に関する事項</p> <p>イ 第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法</p> <p>ロ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法</p> <p>ハ 区分経理の実施の適正を確保するための措置</p> <p>ニ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項</p> <p>「削る」</p> <p>三 法第二十条第十三項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料の作成及び公表に関する事項</p> <p>四 前号の規定による評価の結果も踏まえた法第二十条第十七項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する事項</p> <p>五 その他インターネット活用業務に関し必要な事項</p> <p>（実施基準の認可申請）</p> <p>第十二条の三 法第二十条第九項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。</p> <p>一 定め又は変更しようとする実施基準及びその概要</p> <p>二 定め又は変更しようとする理由</p> <p>三 実施しようとする期日</p> <p>2 前項の申請書には、インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。</p> <p>（実施計画の記載事項等）</p> <p>第十二条の四 法第二十条第十三項の実施計画には、同条第九項の認可を受けた実施基準の項目ごとに、当該事業年度に実施するインターネット活用業務に関する次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。</p> <p>一 インターネット活用業務の種類</p>	<p>「第一章・第二章 同上」</p> <p>第三章 「同上」</p> <p>「第一節～第五節 同上」</p> <p>第六節 雑則（第五十六条―第五十九条）</p> <p>「第四章～第九章 同上」</p> <p>附則</p> <p>（実施基準の記載事項）</p> <p>第十二条の二 「同上」</p> <p>一 法第二十条第二項第二号又は第三号の業務（以下この条において単に「業務」という。）に関する苦情その他の意見の処理に関する事項</p> <p>二 区分経理の方法その他の経理に関する事項</p> <p>三 業務の実施計画の作成及び公表に関する事項</p> <p>四 業務の実施計画の実施状況に関する資料の作成及び公表に関する事項</p> <p>五 法第二十条第十三項の規定に基づく業務の実施の状況の評価及び当該業務の改善に関する事項</p> <p>六 その他業務に関し必要な事項</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p>

- 二 インターネット活用業務の内容
- 三 インターネット活用業務の実施方法
- 四 インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項
- イ 協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細
- ロ 有料インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、受信料財源インターネット活用業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細
- 五 法第二十条第二項第二号の業務（以下「二号業務」という。）に関する料金その他の提供条件に関する事項
- 六 インターネット活用業務に関する苦情その他の意見の受付及び処理に関する事項
- 七 インターネット活用業務の経理に関する次の事項
- イ 第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
- ロ 第三十二条第五項の費用の整理に関する計算方法
- ハ インターネット活用業務の実施に要する費用の開示方法
- ニ 区分経理の実施の適正を確保するための措置
- ホ その他インターネット活用業務の経理に関し必要な事項
- 八 その他インターネット活用業務に関し必要な事項
- 2 法第二十条第十三項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。  
（業務の認可申請）
- 第十三条 法第二十条第十八項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。  
〔一〇六 略〕
- （監査委員会の職務を執行するための事項）
- 第十七条 法第二十九条第一項第一号ロに規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項  
〔二 略〕
- 三 監査委員会の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 四 次に掲げる体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- イ 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制
- ロ 協会の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行

- （業務の認可申請）
- 第十三条 法第二十条第十四項の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。  
〔一〇六 同上〕
- （業務の適正を確保するための体制）
- 第十七条 〔同上〕
- 一 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項  
〔二 同上〕
- 〔新設〕
- 三 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制  
〔新設〕

する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）又はこれらに準ずる者（第五十五条の二第二項第五号において「取締役等」という。）及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七 略

（意見の求め）

第十八条 法第二十九条第三項の規定による意見の求めは、次に掲げるところにより協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者を対象とする会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによつて行うものとするほか、次項から第九項までの規定によつて行うものとする。

〔一〕三 略

2 経営委員会は、次に掲げる事項を議決しようとする場合には、当該事項の案及びこれに関連する資料（第一号に掲げる事項にあつては当該事項の案並びに受信料及び収支の見通しの算定根拠その他のこれに関連する資料、第三号に掲げる事項にあつては当該事項の案及びインターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他のこれに関連する資料）をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下この条において同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下この条において「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

一 法第七十一条の二第一項に規定する中期経営計画

二 法第六十四条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準（受信契約の条項を法第七十条第四項の規定により定められた受信料の月額に一致させる変更の議決をしようとする場合及び法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更の議決をしようとする場合を除く。）

三 法第二十条第九項に規定する実施基準

四 その他経営委員会が定める事項

3 前項の規定により定める意見提出期間は、同項の公表の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 経営委員会は、意見提出期間内に提出された第二項各号に掲げる事項の案についての意見（以下この条において「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

5 経営委員会は、第二項の規定により意見を求めて議決した場合には、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 議決した事項の題名

二 議決した日

三 提出意見（提出意見がなかった場合には、その旨）

四 提出意見を考慮した結果（意見を求めた事項の案と議決した事項との差異を含む。）及び

〔新設〕

〔新設〕

四 同上

（受信者の意見の聴取）

第十八条 法第二十九条第三項の規定による協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者の意見の聴取は、次に掲げるところにより会合を開催し、経営委員会事務局がその報告書を作成し、経営委員会に報告することによつて行うものとする。

〔一〕三 同上

〔新設〕

その理由

6 前項の規定によることが適当でない認められる場合には、同項の規定にかかわらず、経営委員会は、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を経営委員会事務局における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

7 経営委員会は、前二項の規定により提出意見を公表し又は公にすることに より 第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

8 経営委員会は、第二項第二号括弧書の規定により同項の規定による手続を実施しないで議決した場合に、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 議決した事項の題名

二 第二項の規定による手続を実施しなかつた旨及びその理由

9 第二項、第五項及び前項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(業務報告書の記載事項)

第三十条 法第七十二条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 〇八 略

九 法第二十九条第一項第一号ロ及びハに規定する体制の整備についての議決内容及び当該議決に基づく定め並びに当該体制の運用状況

十 略

十一 子会社等の概要

イ 子会社及び協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社（子会社を除く。第三十四条第三項第四号及び第五十五条の三第二号において「関連会社」という。）の概況（系統図を含む。）、名称、住所、資本金、事業内容、役員状況（人数及び代表者の氏名）、職員数、協会の持株比率及び協会との関係の内容

ロ 協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行っている一般社団法人、一般財団法人その他の法人であつて、協会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることができるもの（子会社を除く。第三十四条第三項第四号及び第五十五条の三第二号において「関連公益法人等」という。）の概況（系統図を含む。）、名称、住所、基本財産、事業内容、役員状況（人数及び代表者の氏名）、職員数及び協会との関係の内容

十二 略

(区分経理の方法)

第三十二条 協会は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(業務報告書の記載事項)

第三十条 〔同上〕

一 〇八 〔同上〕

〔新設〕

九 〔同上〕

十 〔同上〕

イ 子会社及び協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社（子会社を除く。第三十四条第三項第四号において「関連会社」という。）の概況（系統図を含む。）、名称、住所、資本金、事業内容、役員状況（人数及び代表者の氏名）、職員数、協会の持株比率及び協会との関係の内容

ロ 協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行っている一般社団法人、一般財団法人その他の法人であつて、協会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることができるもの（子会社を除く。第三十四条第三項第四号において「関連公益法人等」という。）の概況（系統図を含む。）、名称、住所、基本財産、事業内容、役員状況（人数及び代表者の氏名）、職員数及び協会との関係の内容

十二 〔同上〕

(区分経理の方法)

第三十二条 協会は、法第二十条第二号及び第三号の業務（専ら受信料を財源として行うものを除く。以下「放送番組等有料配信業務」という。）並びに同条第三項の業務に係る経理について、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

<p>11 法第二十条第一項及び第二項の業務（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>12 有料インターネット活用業務</p> <p>13 法第二十条第三項の業務 受託業務等勘定</p>	<p>21 協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、受信料財源インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。</p> <p>一 二号業務に係る費用</p> <p>二 二号業務のうち、常時同時配信等業務に係る費用</p> <p>三 法第二十条第二項第三号の業務（以下「三号業務」という。）に係る費用</p>	<p>31 協会は、有料インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。</p> <p>一 二号業務に係る費用</p> <p>二 三号業務に係る費用</p>	<p>41 協会は、前三項の規定により、業務ごとに区分して経理を整理しようとするときは、当該業務に係る費用について、別表第二号の二に掲げる方法によるほか、適切な方法により整理しなければならない。</p>	<p>51 前項の場合において、協会は、費用の整理に関する計算方法（別表第三号の二及び別表第三号の三に掲げる勘定科目（協会がより細分化した勘定科目を設定した場合にあつては、当該勘定科目））ごとに、当該勘定科目に係る費用と業務との対応関係、直課又は配賦の別及び別表第二号の二に規定する配賦基準を記した「一覧表を含む。第十二条の四第一項第七号ロ及び第三十条第三項第四号ネにおいて同じ。」を記載した書類をあらかじめ作成しなければならない。</p>	<p>61 協会は、毎事業年度の開始前及び終了後に、当該事業年度に実施する又は実施したインターネット活用業務の経理を第一号から第三号までの規定により整理した結果について、別表第三号の二に定める様式による常時同時配信等業務その他の受信料財源インターネット活用業務に係る費用の明細及び別表第三号の三に定める様式による有料インターネット活用業務に係る費用の明細を記載した書類を作成しなければならない。</p> <p>（財務諸表の様式）</p> <p>第三十四条 「略」</p> <p>「2 略」</p>
<p>3 法第七十四条第一項の説明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>「一」三 略</p> <p>四 資産及び負債並びに損益の状況（次のいずれかにより、別表第三号の財産目録の表の内訳の欄を区分経理された各勘定別に明らかにすること。）</p> <p>「イ」タ 略</p> <p>「リ」 別表第三号の二に定める様式による常時同時配信等業務その他の受信料財源インターネット活用業務に係る費用の明細</p> <p>「削る」</p>	<p>21 協会は、放送番組等有料配信業務、法第二十条第三項の業務及びこれらの業務以外の業務のうち二以上の業務に関連する費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配賦して整理しなければならない。</p> <p>「新設」</p>	<p>「新設」</p>	<p>「新設」</p>	<p>「新設」</p>	<p>（財務諸表の様式）</p> <p>第三十四条 「同上」</p> <p>「2 同上」</p> <p>「同上」</p> <p>「一」三 同上</p> <p>四 「同上」</p> <p>「イ」タ 同上</p> <p>「新設」</p> <p>「リ」 放送番組等有料配信費の明細（放送番組等に係る協会の著作権の使用料、放送番組等に係る協会以外の著作権の使用料（権利処理を委託している場合は業務委託費）その他重要と認められるもの）（放送番組等有料配信業務勘定に限る。）</p>

	別表第三号の三に定める様式による有料インターネット活用業務に係る費用の明細
	第三十二条各項の規定によるインターネット活用業務その他の業務の経理に関する区分経理の実施方法
	第三十二条第五項の費用の整理に関する計算方法
	区分経理の実施の適正を確保するための措置
	ヲからナ]までに掲げるもののほか、損益計算書の内容を補足する主な費用及び収益の明細（事業特性を踏まえ、重要と認められるもの。）
	〔五〇十一 略〕
	（情報提供の方法及び範囲）
	第五十五条の二 法第八十四条の二第一項に規定する情報の提供は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットを利用して利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供する方法により行うものとする。
2]	法第八十四条の二第一項の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。
	一 協会の組織に関する次に掲げる情報
	イ 目的及び業務の概要
	ロ 定款
	ハ 組織の概要（役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。）
	ニ 役員に対する報酬及び退職金の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職金の支給の基準
	ホ 懲戒処分に関する公表の基準
	ヘ 働き方改革の推進、女性の職業生活における活躍の推進その他の職場環境の整備改善に関する情報
	ト その他協会の組織に関する基礎的な情報
	二 協会の業務に関する次に掲げる情報
	イ 収支予算、事業計画、資金計画、中期経営計画（法第七十一条の二第一項に規定する中期経営計画をいう。以下この条において同じ。受信料及び収支の見通しの算定根拠その他の関連する資料を含む。）その他の業務に関する計画
	ロ 法第三十九条第四項の報告内容、業務報告書その他の業務に関する報告書の内容
	ハ 番組基準（法第五条第一項に規定する番組基準をいう。）及び法第六条第六項各号に掲げる事項
	ニ 放送番組に関する世論調査の結果及び研究の成果
	ホ 放送技術の研究の成果
	ヘ 法第二十条第九項の実施基準（インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠その他の関連する資料を含む。）、同条第十三項の実施計画及び二号業務に関する料金その他の提供条件
	ト 法第六十四条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準（関連する資料を含む。）、受信料の徴収に関する業務に関する情報その他の受信料に関する情報
チ	法第二十一条第二項及び第二十三条第一項の業務の委託の基準その他の業務の委託に関

	〔新設〕
	〔新設〕
	〔新設〕
	ヲからタ]までに掲げるもののほか、損益計算書の内容を補足する主な費用及び収益の明細（事業特性を踏まえ、重要と認められるもの。）
	〔五〇十一 同上〕
	〔新設〕

- する定め
- リ 協会の契約の方法に関する定め及び調達に係る取引状況
  - ヌ 経営委員会及び理事会の議事録並びに受信料、インターネット活用業務その他の協会の重要事項に関する学識経験を有する者によつて組織する委員会その他の会合の規程又は要綱、議事録又は議事の概要その他の資料
  - ル 法第二十九条第一項第一号ロ及びハに規定する体制の整備についての議決内容及び当該議決に基づく定め並びに当該体制の運用状況
  - ヲ 法人文書（協会の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、協会の役員又は職員が組織的に用いるものとして、協会が保有しているものをいう。以下この条において同じ。）の管理に関する定めその他の法人文書の管理に関する情報
  - ワ 情報公開に関する定め及び情報公開に関する運用状況
  - カ 個人情報保護に関する定め、個人情報保護の運用状況その他の個人情報、視聴関連情報等の取扱いに関する情報
  - コ その他協会の業務に関する基礎的な情報
  - 三 協会の財務諸表、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及びこれらに関する説明書をいう。以下この条において同じ。）、経理に関する規程その他の協会の財務に関する基礎的な情報
  - 四 協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報
    - イ 法第二十条第十三項の実施計画の実施の状況及びその評価に関する資料、同条第十七項の規定に基づくインターネット活用業務の実施の状況の評価及び当該インターネット活用業務の改善に関する資料、中期経営計画の実施の状況の評価その他の協会の業務の実施の状況の評価に関する情報
    - ロ 監査委員会及び会計監査人の意見
    - ハ 監査委員会及び会計監査人の監査又は調査の結果
    - ニ 協会に係る会計検査院の検査報告のうち協会に関する部分
    - ホ 連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人の監査報告書
    - ヘ その他協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する基礎的な情報
  - 五 法第八十四条の二第一項第三号に規定する法人に関する次に掲げる情報（次条第二号に掲げる法人にあつては、イからホまで及びワに掲げるもの）
    - イ 当該法人の名称、目的及び業務の概要
    - ロ 当該法人の組織の概要（当該法人の取締役等の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。）
    - ハ 協会の当該法人に対する出資額及び出資比率、協会及びその子会社から成る集団の当該法人に対する出資比率並びに当該法人の協会への配当金
    - ニ 当該法人の業務と協会の業務の関係及び協会との取引の概要
    - ホ 当該法人の取締役等であつて協会の役員又は職員を兼ねている者の氏名及び役職、当該法人の職員であつて協会の役員又は職員を兼ねている者の数、当該法人の取締役等のうち協会の役員又は職員であつた者の氏名及び役職並びに当該法人の職員のうち協会の役員又



は職員であつた者の数

ヘ 当該法人の取締役等に対する報酬及び退職金の支給の基準

ト 当該法人の職員に対する懲戒処分に関する公表の基準

チ 当該法人の事業計画その他の業務に関する計画

リ 当該法人の業務報告書その他の業務に関する報告書の内容

ヌ 当該法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する定め及び当該体制の運用状況

ル 当該法人の財務諸表その他の財務に関する書類の内容

ロ 当該法人の財務諸表に対する公認会計士又は監査法人の監査報告書

ワ その他当該法人に関する基礎的な情報

(情報提供の対象となる法人の範囲)

第五十五条の三 法第八十四条の二第一項第三号の総務省令で定める法人は、次に掲げるものと

一 子会社

二 関連会社及び関連公益法人等

〔新設〕

別表第一号（第16条第2項関係）

【略】

【表略】

【注1～注6 略】

注7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第二号（第26条関係）

子 算 の 科 目

（一般勘定）

（事業収支）

款	項	説 明
事業収入	受信料収入	国際放送関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金
	副次収入	經常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入
	雑収入	經常収入であつて他の項に属さないもの
	特別収入	固定資産売却益その他の經常収入以外の収入
事業支出	国内放送費	国内放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国際放送費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国内放送番組等配信費	国内放送の放送番組等の電気通信回線を通じて提供に要する経費
	国際放送番組等配信費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の電気通信回線を通じて提供に要する経費
	契約収納費	受信契約及び受信料収納に要する経費
	受信対策費	受信改善及び受信相談業務に要する経費
	広報調査研究費	事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費
	給	放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費
	与	役員報酬及び基本給、賞与その他の名目・支払方法を問わず協会と職員との間の雇用契約に基づき支払われる全てのもの（退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。）

別表第一号（第16条第2項関係）

【同左】

【表同左】

【注1～注6 同左】

注7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第二号（第26条関係）

子 算 の 科 目

（一般勘定）

（事業収支）

款	項	説 明
事業収入	受信料収入	国際放送関係交付金、放送に関する研究関係交付金及び選挙放送関係交付金
	副次収入	經常収入であつて受信料及び交付金収入以外の協会の業務から生じる収入
	財務収入	預金利息、有価証券利息、有価証券償還差益、有価証券売却益、受取配当金その他の金融収入
	雑収入	經常収入であつて他の項に属さないもの
	特別収入	固定資産売却益その他の經常収入以外の収入
事業支出	国内放送費	国内放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	国際放送費	国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組の編集及び送信に要する経費
	契約収納費	受信契約及び受信料収納に要する経費
	受信対策費	受信改善及び受信相談業務に要する経費
	広報調査研究費	事業活動の周知及び視聴者関係業務に要する経費
	給	放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費
	与	役員報酬及び基本給、基準外賃金、賞与その他の名目・支払方法を問わず協会と職員との間の雇用契約に基づき支払われる全てのもの（退職給付費用及び役員退任に要する経費を除く。）

事業収支差金	退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 財務 特別支出 予備費	退職給付費用及び役員退任に要する経費、社会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並びに法定外の福利厚生に要する経費 役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費 借入金利息、放送債券利息、 <u>放送債券発行費償却</u> その他の金融費用 固定資産売却損その他の經常支出以外の支出
--------	---	---

(資本収支)

款	項	説	明
資本収入	事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ <u>有料インターネット</u> <u>活用業務勘定長期貸付金返還金</u> 放送債券償還積立資産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債券長期借入金	前年度までの事業収支及び資本収支の余剰金から受け入れる額 保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額	
資本支出	建設費 出資 <u>有料インターネット</u> <u>活用業務勘定長期貸付金</u> 放送債券償還積立資産繰入れ 建設積立資産繰入れ 放送債券償還金	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改良に要する支出額 建設積立資産から戻し入れる額 期限1年以上の借入金	建設積立資産に繰り入れる額

事業収支差金	退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 財務 特別支出 予備費	退職給付費用及び役員退任に要する経費、社会保険料の雇用主負担その他の法定福利費並びに法定外の福利厚生に要する経費 役員交際費、公租公課、施設管理費並びに一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費その他の業務全般に共通して要する経費 借入金利息、放送債券利息、 <u>放送債権発行費償却</u> その他の金融費用 固定資産売却損その他の經常支出以外の支出
--------	---	---

(資本収支)

款	項	説	明
資本収入	事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資金受入れ 資産受入れ <u>放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金返還金</u> 放送債券償還積立資産戻入れ 建設積立資産戻入れ 放送債券長期借入金	前年度までの事業収支及び資本収支の余剰金から受け入れる額 保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額	
資本支出	建設費 出資 <u>放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金</u> 放送債券償還積立資産繰入れ 建設積立資産繰入れ 放送債券償還金	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改良に要する支出額 建設積立資産から戻し入れる額 期限1年以上の借入金	建設積立資産に繰り入れる額

資本収支差金	長期借入金返還金	
--------	----------	--

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

款	項	説	明
事業収入	放送番組等有料配信収入 業務収入 雑収入 特別収入	有料インターネット活用業務から生じる収入	
事業支出	放送番組等有料配信費 広報費 給退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 財務別支	有料インターネット活用業務に係る放送番組等の電気通信回線を通じた提供に要する経費	
事業収支差金			

(資本収支)

[表略]

(受託業務等勘定)

(事業収支)

[表略]

[割る]

注1 [略]

注2 [略]

注3 [略]

資本収支差金	長期借入金返還金	
--------	----------	--

(放送番組等有料配信業務勘定)

(事業収支)

款	項	説	明
事業収入	放送番組等有料配信業務収入 雑収入 特別収入	放送番組等有料配信業務から生じる収入	
事業支出	放送番組等有料配信費 広報費 給退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 財務別支	放送番組等有料配信業務に係る放送番組等の編集及び送信に要する経費	
事業収支差金			

(資本収支)

[表同左]

(受託業務等勘定)

(事業収支)

[表同左]

注1 この表において、「放送番組等有料配信業務勘定」及び「受託業務等勘定」とは、法第73条第2項に規定する特別の勘定をいう(別表第三号及び別表第四号において同じ。)

注2 [同左]

注3 [同左]

注4 [同左]

別表第二号の二（第32条第4項関係）

業務別費用整理方法

- 1 第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 2 国内インターネット活用業務（受信料財源インターネット活用業務のうち、国内放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。）又は国際インターネット活用業務（受信料財源インターネット活用業務のうち、国際放送及び協会国際衛星放送の放送番組等の提供に係るものをいう。別表第三号の二において同じ。）の費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 3 1及び2の整理により難い費用のうち次の表の左欄に掲げる費用区分に属する費用については、同表の右欄に定める配賦基準によりそれぞれの業務に整理すること。

費用区分	配賦基準
国内放送費、国際放送費、国内放送番組等配信費、国際放送番組等配信費及び放送番組等有料配信費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比、業務の種類の数、コンテツツ制作費比（電気通信回線を通じて提供する放送番組等の制作に係る支出額の比をいう。以下この別表において同じ。）又はアクセス数比（電気通信回線を通じた放送番組等の提供に必要な認証設備への接続回数比をいう。）
給与及び退職手当・厚生費	人員比（第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に従事する職員が当該業務に従事する勤務時間の総体の比をいう。以下この別表において同じ。）
共通管理費	人員比、面積比（第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に使用される施設の占有面積の比をいう。）又は支出額比（第32条第1項から第3項までの各号に掲げる業務に係る支出額（共通管理費を除く。）の比をいう。）
減価償却費	電気通信回線を通じた提供に係る放送番組の数の比又はコンテツツ制作費比

〔新設〕

別表第三号 (第34条第1項関係)

## 財 産 目 録

年 月 日現在

(協会全体)

[表略]

[備考1・備考2 略]

[注 略]

貸 借 対 照 表

年 月 日現在

(協会全体)

[表略]

[備考 略]

(一般勘定)

別表第三号 (第34条第1項関係)

## 財 産 目 録

年 月 日現在

(協会全体)

[表同左]

[備考1・備考2 同左]

[注 同左]

貸 借 対 照 表

年 月 日現在

(協会全体)

[表同左]

[備考 同左]

(一般勘定)

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			
現金及び預金			
受 信 料 未 収 金			
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金			
有 価 証 券			
番 組 勘 定 品			
貯 蔵 品			
前 払 費 用			
有料インターネット活用業務勘定短期貸付金			
受託業務等勘定短期貸付金			
未 収 金			
未 収 消 費 税 等			
そ の 他 の 流 動 資 産			
貸 倒 引 当 金 (貸 方)			
流 動 資 産 合 計			

科 目	内 訳	金 額	構 成 比
	千円	千円	%
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			
現金及び預金			
受 信 料 未 収 金			
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金			
有 価 証 券			
番 組 勘 定 品			
貯 蔵 品			
前 払 費 用			
放送番組等有料配信業務勘定短期貸付金			
受託業務等勘定短期貸付金			
未 収 金			
未 収 消 費 税 等			
そ の 他 の 流 動 資 産			
貸 倒 引 当 金 (貸 方)			
流 動 資 産 合 計			

固定資産	有形固定資産	建物
	減価償却累計額	建物
	構築物	構築物
	減価償却累計額	構築物
	機械及び装置	機械及び装置
	減価償却累計額	機械及び装置
	放送衛	放送衛
	減価償却累計額	放送衛
	車両及び運搬具	車両及び運搬具
	減価償却累計額	車両及び運搬具
	器具	器具
	減価償却累計額	器具
	土地	土地
	建設仮勘定	建設仮勘定
	有形固定資産合計	有形固定資産合計
	無形固定資産	無形固定資産
	無形固定資産合計	無形固定資産合計
	出資その他の資産	出資その他の資産
	長期預り証券	長期預り証券
	長期保有有価証券	長期保有有価証券
	出資	出資
	関係会社出資	関係会社出資
	その他の出資	その他の出資
	<u>有料インターネット活用業務勘定</u>	<u>有料インターネット活用業務勘定</u>
	<u>長期貸付金</u>	<u>長期貸付金</u>
	長期前払費用	長期前払費用
	信託受益権	信託受益権
	その他の出資その他の資産	その他の出資その他の資産
	貸倒引当金(貸方)	貸倒引当金(貸方)
	出資その他の資産合計	出資その他の資産合計

固定資産	有形固定資産	建物
	減価償却累計額	建物
	構築物	構築物
	減価償却累計額	構築物
	機械及び装置	機械及び装置
	減価償却累計額	機械及び装置
	放送衛	放送衛
	減価償却累計額	放送衛
	車両及び運搬具	車両及び運搬具
	減価償却累計額	車両及び運搬具
	器具	器具
	減価償却累計額	器具
	土地	土地
	建設仮勘定	建設仮勘定
	有形固定資産合計	有形固定資産合計
	無形固定資産	無形固定資産
	無形固定資産合計	無形固定資産合計
	出資その他の資産	出資その他の資産
	長期預り証券	長期預り証券
	長期保有有価証券	長期保有有価証券
	出資	出資
	関係会社出資	関係会社出資
	その他の出資	その他の出資
	<u>放送番組等有料配信業務勘定</u>	<u>放送番組等有料配信業務勘定</u>
	<u>貸付金</u>	<u>貸付金</u>
	長期前払費用	長期前払費用
	信託受益権	信託受益権
	その他の出資その他の資産	その他の出資その他の資産
	貸倒引当金(貸方)	貸倒引当金(貸方)
	出資その他の資産合計	出資その他の資産合計





承継資本			
固定資産当資本			
剰余金(欠損金)			
建設積立金			
繰越剰余金(繰越欠損金)			
評価・換算差額等			
純資産合計			
負債純資産合計			

(有料インターネット活用業務勘定)

[表略]

(受託業務等勘定)

[表略]

[注 略]

損益計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(協会全体)

科 目	金 額
経常事業収入	千円
受託業務等収入	
送付金収入	
放送番組等有料配信収入	
副次業務等収入	
経常事業等支出	
国内放送費	
国内放送番組等配信費	
国内放送番組等配信費	
国際放送番組等有料配信費	

承継資本			
固定資産当資本			
剰余金(欠損金)			
建設積立金			
繰越剰余金(繰越欠損金)			
評価・換算差額等			
純資産合計			
負債純資産合計			

(放送番組等有料配信業務勘定)

[表同左]

(受託業務等勘定)

[表同左]

[注 同左]

損益計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(協会全体)

科 目	金 額
経常事業収入	千円
受託業務等収入	
送付金収入	
放送番組等有料配信業務収入	
副次業務等収入	
経常事業等支出	
国内放送費	
国内放送番組等配信費	
国内放送番組等配信費	
国際放送番組等有料配信費	





資 本 等 変 動 計 算 書

年 月 日から  
年 月 日まで

(協会全体)  
[表略]  
(一般勘定)

(単位：千円)

科 目	資 本		剰 余 金 繰越剰余金 (繰越欠損金)	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	承継資本	固定資産 充当資本			
前 期 末 残 高					
当 期 変 動 額					
資 本 支 出 充 当					
当 期 事 業 収 支 差 金 ( 当 期 欠 損 金 )					
建設積立金繰入れ					
建設積立金取崩し					
有料インターネット 上活用業務勘定か らの受入れ					
資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計					
当 期 末 残 高					

(有料インターネット活用業務勘定)

[表略]

(受託業務等勘定)

[表略]

資 本 等 変 動 計 算 書

年 月 日から  
年 月 日まで

(協会全体)  
[表同左]  
(一般勘定)

(単位：千円)

科 目	資 本		剰 余 金 繰越剰余金 (繰越欠損金)	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	承継資本	固定資産 充当資本			
前 期 末 残 高					
当 期 変 動 額					
資 本 支 出 充 当					
当 期 事 業 収 支 差 金 ( 当 期 欠 損 金 )					
建設積立金繰入れ					
建設積立金取崩し					
放送番組等有料配 信業務勘定からの 受入れ					
資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計					
当 期 末 残 高					

(放送番組等有料配信業務勘定)

[表同左]

(受託業務等勘定)

[表同左]

【備考 略】  
【注 略】

キャッシュ・フロー計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(協会全体)

【I～VII 略】

【注 略】

別表第三号の二 (第12条の4第1項第4号イ、第32条第6項、第34条第3項第4号レ関係)

受信料財源インターネット活用業務費用明細表

年 月 日から  
年 月 日まで

(一般勘定)

(単位：千円)

科 目	二号業務				合計
	国内インターネット活用業務			国際インターネット業務	
	常時同 時配信 等業務	左記以 外の業 務			
コンテント制 作業務費					
コンテント制 作設備費					
配信業務費					
配信設備費					
認証業務費					
認証設備費					
視聴者対応費					
企画費					
国内放送番組 送配信費					

【備考 同左】  
【注 同左】

キャッシュ・フロー計算書

年 月 日から  
年 月 日まで

(協会全体)

【I～VII 同左】

【注 同左】

【新設】

開 発 費	小 計									
	業務関連費									
国際放送番組等配信費	設備関連費									
	小 計									
広 報 費										
給 与										
退職手当・厚生費										
共 通 管 理 費										
減 価 償 却 費										
合 計										

費 用 の 上 限										
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1 この表において、「費用の上限」とは、法第20条第9項の認可を受けた実施基準に定める受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限をいう。

注2 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

注3 受信料財源インターネット活用業務の費用と費用の上限との対応関係を明確にする上で参考となる事項があるときは、表中に追加して記載すること。

別表第三号の三（第12条の4第1項第4号ロ、第32条第6項、第34条第3項第4号ノ関係）

有料インターネット活用業務費用明細表

年 月 日から  
年 月 日まで

（有料インターネット活用業務勘定）

（単位：千円）

科 目	金 額
放送番組等有料配信費	コンテンツ制作業務費
	コンテンツ制作設備費

[新設]

配 信 業 務 費	
配 信 設 備 費	
認 証 決 済 業 務 費	
認 証 決 済 設 備 費	
利 用 者 対 応 費	
企 画 費	
開 発 費	
小 計	
広 報 費	
給 与	
退 職 手 当 ・ 厚 生 費	
共 通 管 理 費	
減 価 償 却 費	
合 計	

注 この表に示す科目に計上すべき金額がないときは、その科目の記載を省略することができる。

別表第四号 (第34条第3項関係)

収入支出決算表

年度

(一般勘定)  
(事業収支)

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額 (1)	予算総則 に基づき 増減額 (2)	合計 (1)+(2) (3)		
事業収入		千円	千円	千円	千円	千円

別表第四号 (第34条第3項関係)

収入支出決算表

年度

(一般勘定)  
(事業収支)

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額 (1)	予算総則 に基づき 増減額 (2)	合計 (1)+(2) (3)		
事業収入		千円	千円	千円	千円	千円





事業収支差金受入れ					
前期繰越金受入れ					
減価償却資金受入れ					
資産受入れ					
放送債券償還積立資産戻入れ					
建設積立資産戻入れ					
放送債					
有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金					
長期借入金					
資本支出					
建設費					
放送債券償還積立資産繰入れ					
建設積立資産繰入れ					
放送債券償還金					
有料インターネット活用業務勘定長期貸付金					
長期借入金返還金					
資本収支差金					

(有料インターネット活用業務勘定)

(事業収支)

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額	予算総則に基づく増減額	合計		
		(1)	(2)	(1)+(2)	(4)	(3)-(4)
事業収入		千円	千円	千円	千円	千円

事業収支差金受入れ					
前期繰越金受入れ					
減価償却資金受入れ					
資産受入れ					
放送債券償還積立資産戻入れ					
建設積立資産戻入れ					
放送債					
放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金返還金					
長期借入金					
資本支出					
建設費					
放送債券償還積立資産繰入れ					
建設積立資産繰入れ					
放送債券償還金					
放送番組等有料配信業務勘定長期貸付金					
長期借入金返還金					
資本収支差金					

(放送番組等有料配信業務勘定)

(事業収支)

款	項	予算額			決算額	予算残額
		当初額	予算総則に基づく増減額	合計		
		(1)	(2)	(1)+(2)	(4)	(3)-(4)
事業収入		千円	千円	千円	千円	千円

事業収入	放送番組等有料配 信収入				
	財務収入				
事業支出	雑収入				
	特別収入				
	放送番組等有料配 信費				
	広報費				
	給報費				
	退職手当・厚生 費				
	共通管理費				
	減価却費				
	財務費				
	特別支出				
事業収支差金					
(資本収支)					
[表略]					
(受託業務等勘定)					
[表略]					
[注 1～注 6 略]					

別表第七の一号 (第65条第 1 項関係)

第 1 地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書	短 辺	(日本産業規格 A 列 4 番によること。)
[略]		

長辺

[注 1・注 2 略]

別表第七の二号 (第65条第 1 項関係)

第 2 衛星基幹放送に係る事業計画書

事業計画書	短 辺	(日本産業規格 A 列 4 番によること。)
[略]		

長辺

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番によること。)

事業収入	放送番組等有料配 信業務収入				
	財務収入				
事業支出	雑収入				
	特別収入				
	放送番組等有料配 信費				
	広報費				
	給報費				
	退職手当・厚生 費				
	共通管理費				
	減価却費				
	財務費				
	特別支出				
事業収支差金					
(資本収支)					
[表同左]					
(受託業務等勘定)					
[表同左]					
[注 1～注 6 同左]					

別表第七の一号 (第65条第 1 項関係)

第 1 地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書	短 辺	(日本工業規格 A 列 4 番によること。)
[同左]		

長辺

[注 1・注 2 同左]

別表第七の二号 (第65条第 1 項関係)

第 2 衛星基幹放送に係る事業計画書

事業計画書	短 辺	(日本工業規格 A 列 4 番によること。)
[同左]		

長辺

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番によること。)

[注1・注2 略]

別表第七の三号 (第65条第1項関係)

第3 移動受信信用地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

[略]

短 辺 (日本産業規格A列4番によること。)

[注1・注2 略]

別表第九号 (第65条第2項関係)

[略]

[1 略]

2 業務に従事する者の実務経験等

[注1～注3 略]

注4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第十一号 (第71条第1項関係)

基幹放送の業務認定証

[略]

年 月 日

総 務 大 臣 印

短 辺 (日本産業規格A列4番によること。)

別表第十二号 (第73条第1項関係)

[略]

[表略]

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第十三号 (第73条第2項関係)

[略]

[表略]

[注1 略]

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第十四号 (第73条第3項関係)

[略]

[表略]

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

[注1・注2 同左]

別表第七の三号 (第65条第1項関係)

第3 移動受信信用地上基幹放送に係る事業計画書

事業計画書

[同左]

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

[注1・注2 同左]

別表第九号 (第65条第2項関係)

[同左]

[1 同左]

2 [同左]

[注1～注3 同左]

注4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十一号 (第71条第1項関係)

基幹放送の業務認定証

[同左]

年 月 日

総 務 大 臣 印

短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

別表第十二号 (第73条第1項関係)

[同左]

[表同左]

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十三号 (第73条第2項関係)

[同左]

[表同左]

[注1 同左]

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第十四号 (第73条第3項関係)

[同左]

[表同左]

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

<p>別表第十五号 (第74条第1項関係) 第1 申請書</p>	<p>[略]</p>	<p>別表第十五号 (第74条第1項関係) 第1 申請書</p>	<p>[同左]</p>
<p>[表略] [注1 略] 注2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。 [第2 略]</p>	<p>[表同左]</p>	<p>[注1 同左] 注2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。 [第2 同左]</p>	<p>[同左]</p>
<p>別表第十六号 (第74条第1項関係) 第1 申請書</p>	<p>[略]</p>	<p>別表第十六号 (第74条第1項関係) 第1 申請書</p>	<p>[同左]</p>
<p>[表略] [注1 略] 注2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。 [第2 略]</p>	<p>[表同左]</p>	<p>[注1 同左] 注2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。 [第2 同左]</p>	<p>[同左]</p>
<p>別表第十六号の二 (第74条第1項関係) 第1 申請書</p>	<p>[略]</p>	<p>別表第十六号の二 (第74条第1項関係) 第1 申請書</p>	<p>[同左]</p>
<p>[表略] [注1 略] 注2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。 [第2 略]</p>	<p>[表同左]</p>	<p>[注1 同左] 注2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。 [第2 同左]</p>	<p>[同左]</p>
<p>別表第十七号 (第76条第1項関係) 第1 申請書</p>	<p>[略]</p>	<p>別表第十七号 (第76条第1項関係) 第1 申請書</p>	<p>[同左]</p>
<p>[表略] [注1・注2 略] 注3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。 [注4 略] [第2 略]</p>	<p>[表同左]</p>	<p>[注1・注2 同左] 注3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。 [注4 同左] [第2 同左]</p>	<p>[同左]</p>
<p>別表第十九号 (第76条第4項関係)</p>	<p>[略]</p>	<p>別表第十九号 (第76条第4項関係)</p>	<p>[同左]</p>
<p>[表略] [注1・注2 略]</p>	<p>[表同左]</p>	<p>[注1・注2 同左]</p>	<p>[同左]</p>

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【注4 略】

別表第二十一号の二 (第91条の2第1項関係)

【略】

【注1 略】

注2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【注3～注11 略】

別表第二十一号の三 (第91条の2第2項関係)

事業計画書

【略】

長辺

短辺 (日本産業規格A列4番によること。)

【注1・注2 略】

別表第二十一号の五 (第91条の7関係)

経営基盤強化計画認定証

【略】

長辺

年 月 日

総務大臣印

短辺 (日本産業規格A列4番によること。)

別表第二十一号の六 (第91条の9第1項関係)

【略】

【表略】

【注1 略】

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【注3 略】

別表第二十一号の七 (第91条の10関係)

経営基盤強化計画変更認定証

【略】

長辺

年 月 日

総務大臣印

短辺 (日本産業規格A列4番によること。)

別表第二十一号の八 (第91条の11第2項関係)

【略】

【表略】

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

【注4 同左】

別表第二十一号の二 (第91条の2第1項関係)

【同左】

【注1 同左】

注2 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

【注3～注11 同左】

別表第二十一号の三 (第91条の2第2項関係)

事業計画書

【同左】

長辺

短辺 (日本工業規格A列4番によること。)

【注1・注2 同左】

別表第二十一号の五 (第91条の7関係)

経営基盤強化計画認定証

【同左】

長辺

年 月 日

総務大臣印

短辺 (日本工業規格A列4番によること。)

別表第二十一号の六 (第91条の9第1項関係)

【同左】

【表同左】

【注1 同左】

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

【注3 同左】

別表第二十一号の七 (第91条の10関係)

経営基盤強化計画変更認定証

【同左】

長辺

年 月 日

総務大臣印

短辺 (日本工業規格A列4番によること。)

別表第二十一号の八 (第91条の11第2項関係)

【同左】

【表同左】

<p>[注 1 略]</p> <p>注 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>[注 3 略]</p> <p>別表第二十一号の九 (第91条の12関係)</p> <p>[略]</p> <p>[注 1 略]</p> <p>注 2 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>[注 3～注10 略]</p> <p>別表第二十二号 (第92条第 2 項関係)</p> <p>[略]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第二十四号 (第124条関係)</p> <p>[略]</p> <p>[表略]</p> <p>[注 1～注 7 略]</p> <p>注 8 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第二十五号 (第124条関係)</p> <p>[略]</p> <p>[表略]</p> <p>[注 1～注 7 略]</p> <p>注 8 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第二十六号 (第124条関係)</p> <p>[略]</p> <p>[表略]</p> <p>[注 1～注 7 略]</p> <p>注 8 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第二十八号 (第127条関係)</p> <p>[略]</p> <p>[表略]</p> <p>[注 1～注 5 略]</p> <p>注 6 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第二十九号 (第127条関係)</p> <p>[略]</p>	<p>[注 1 同左]</p> <p>注 2 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>[注 3 同左]</p> <p>別表第二十一号の九 (第91条の12関係)</p> <p>[同左]</p> <p>[注 1 同左]</p> <p>注 2 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>[注 3～注10 同左]</p> <p>別表第二十二号 (第92条第 2 項関係)</p> <p>[同左]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第二十四号 (第124条関係)</p> <p>[同左]</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 1～注 7 同左]</p> <p>注 8 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第二十五号 (第124条関係)</p> <p>[同左]</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 1～注 7 同左]</p> <p>注 8 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第二十六号 (第124条関係)</p> <p>[同左]</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 1～注 7 同左]</p> <p>注 8 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第二十八号 (第127条関係)</p> <p>[同左]</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 1～注 5 同左]</p> <p>注 6 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第二十九号 (第127条関係)</p> <p>[同左]</p>
---	--

【表略】

【注1～注6 略】

注7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第三十号（第127条関係）

【略】

【表略】

【注1～注6 略】

注7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第三十一号（第134条関係）

【略】

【表略】

【注1～注4 略】

注5 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【注6 略】

別紙1（別表第三十一号関係）

【表略】

【注1～注10 略】

注11 この様式に使用する用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【注12 略】

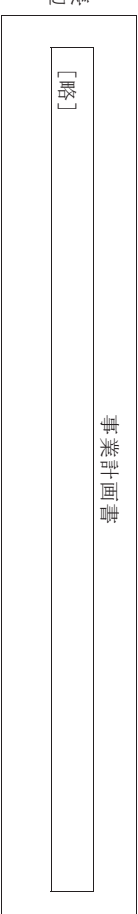
【別紙2・別紙2の2 略】

別表第三十二号（第136条第1項関係）

【略】

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第三十三号（第136条第2項第1号関係）



短 辺 (日本産業規格A列4番によること。)

【注1 略】

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注の表の区分に従って該当する事項にレ印を付けること。

【(1)～(7) 略】

【表同左】

【注1～注6 同左】

注7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第三十号（第127条関係）

【同左】

【表同左】

【注1～注6 同左】

注7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第三十一号（第134条関係）

【同左】

【表同左】

【注1～注4 同左】

注5 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

【注6 同左】

別紙1（別表第三十一号関係）

【表同左】

【注1～注10 同左】

注11 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

【注12 同左】

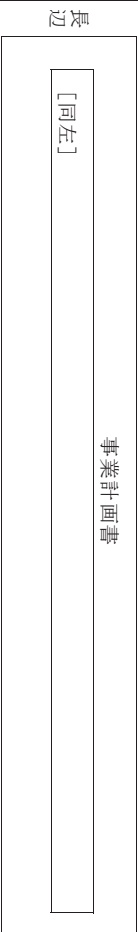
【別紙2・別紙2の2 同左】

別表第三十二号（第136条第1項関係）

【同左】

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第三十三号（第136条第2項第1号関係）



短 辺 (日本工業規格A列4番によること。)

【注1 同左】

注2 【同左】

【(1)～(7) 同左】

<p>(8) 別紙に使用する様式の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第三十四号 (第136条第2項第2号関係)</p> <p>【略】</p> <p>【1 略】</p> <p>2 業務に従事する者の実務経験等</p> <p>【注1～注3 略】</p> <p>注4 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第三十五号 (第138条第1項関係)</p> <p>【略】</p> <p>【表略】</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第三十六号 (第138条第2項関係)</p> <p>【略】</p> <p>【表略】</p> <p>【注1・注2 略】</p> <p>注3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第三十八号 (第140条第1項関係)</p> <p>【略】</p> <p>【表略】</p> <p>【注1 略】</p> <p>注2 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>【注3 略】</p> <p>別表第三十九号 (第140条第3項関係)</p> <p>【略】</p> <p>【表略】</p> <p>注1 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>【注2 略】</p> <p>別表第四十の一号 (第141条関係)</p> <p>【略】</p> <p>【表略】</p> <p>【注1～注12 略】</p> <p>注13 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>【注14 略】</p>
---

<p>(8) 別紙に使用する様式の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第三十四号 (第136条第2項第2号関係)</p> <p>【同左】</p> <p>【1 同左】</p> <p>2 【同左】</p> <p>【注1～注3 同左】</p> <p>注4 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第三十五号 (第138条第1項関係)</p> <p>【同左】</p> <p>【表同左】</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第三十六号 (第138条第2項関係)</p> <p>【同左】</p> <p>【表同左】</p> <p>【注1・注2 同左】</p> <p>注3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>別表第三十八号 (第140条第1項関係)</p> <p>【同左】</p> <p>【表同左】</p> <p>【注1 同左】</p> <p>注2 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>【注3 同左】</p> <p>別表第三十九号 (第140条第3項関係)</p> <p>【同左】</p> <p>【表同左】</p> <p>注1 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>【注2 同左】</p> <p>別表第四十の一号 (第141条関係)</p> <p>【同左】</p> <p>【表同左】</p> <p>【注1～注12 同左】</p> <p>注13 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。</p> <p>【注14 同左】</p>
--



別表第四十の二号 (第141条関係)	[略]	別表第四十の二号 (第141条関係)	[同左]
[表略]		[表同左]	
[注1～注11 略]		[注1～注11 同左]	
注12 この様式に使用する用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4番</u> とすること。		注12 この様式に使用する用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4番</u> とすること。	
[注13 略]		[注13 同左]	
別表第四十の三号 (第141条関係)	[略]	別表第四十の三号 (第141条関係)	[同左]
[表略]		[表同左]	
[注1～注8 略]		[注1～注8 同左]	
注9 この様式に使用する用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4番</u> とすること。		注9 この様式に使用する用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4番</u> とすること。	
[注10 略]		[注10 同左]	
別表第四十一の一号 (第144条関係)	[略]	別表第四十一の一号 (第144条関係)	[同左]
[表略]		[表同左]	
[注1～注3 略]		[注1～注3 同左]	
注4 この様式に使用する用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4番</u> とすること。		注4 この様式に使用する用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4番</u> とすること。	
[注5 略]		[注5 同左]	
別表第四十一の二号 (第144条関係)	[略]	別表第四十一の二号 (第144条関係)	[同左]
[表略]		[表同左]	
[注1・注2 略]		[注1・注2 同左]	
注3 この様式に使用する用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4番</u> とすること。		注3 この様式に使用する用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4番</u> とすること。	
[注4 略]		[注4 同左]	
別表第四十二の一号 (第145条関係)	[略]	別表第四十二の一号 (第145条関係)	[同左]
[表略]		[表同左]	
[注1～注6 略]		[注1～注6 同左]	
注7 用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A列4番</u> とすること。		注7 用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A列4番</u> とすること。	
別表第四十二の二号 (第145条関係)	[略]	別表第四十二の二号 (第145条関係)	[同左]
[表略]		[表同左]	
[注1～注4 略]		[注1～注4 同左]	

<p>注 5 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十三の一号 (第146条第 1 項関係)</p> <p>[表略]</p> <p>[注 1 略]</p>	<p>注 5 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十三の一号 (第146条第 1 項関係)</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 1 同左]</p>
<p>注 2 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十三の二号 (第146条第 1 項関係)</p> <p>[表略]</p> <p>[注 1 略]</p>	<p>注 2 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十三の二号 (第146条第 1 項関係)</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 1 同左]</p>
<p>注 2 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十四の一号 (第146条第 2 項関係)</p> <p>[表略]</p> <p>[注 1 略]</p>	<p>注 2 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十四の一号 (第146条第 2 項関係)</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 1 同左]</p>
<p>注 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十四の二号 (第146条第 2 項関係)</p> <p>[表略]</p> <p>[注 1 略]</p>	<p>注 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十四の二号 (第146条第 2 項関係)</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 1 同左]</p>
<p>注 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十五号 (第156条関係)</p> <p>[表略]</p> <p>[注 1～注 7 略]</p>	<p>注 この様式に使用する用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十五号 (第156条関係)</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 1～注 7 同左]</p>
<p>注 8 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十六号 (第156条関係)</p> <p>[表略]</p> <p>[注 1～注 7 略]</p>	<p>注 8 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十六号 (第156条関係)</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 1～注 7 同左]</p>
<p>注 8 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十八号 (第159条関係)</p> <p>[表略]</p> <p>[注 1～注 5 略]</p>	<p>注 8 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十八号 (第159条関係)</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 1～注 5 同左]</p>

<p>注 6 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十九号（第159条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[表略]</p> <p>[注 1～注11 略]</p> <p>注12 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十号（第164条関係）</p> <p>[略]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十一号（第166条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[注 1～注 3 略]</p> <p>注 4 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 [注 5 略]</p> <p>別表第五十三号（第172条第 1 項関係）</p> <p>[略]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十四号（第177条第 1 項関係）</p> <p>[略]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十五号（第177条第 2 項及び第179条第 2 項関係）</p> <p>[表略]</p> <p>[注 1・注 2 略]</p> <p>注 3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十六号（第179条第 1 項関係）</p> <p>[略]</p> <p>[表略]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十七号（第180条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[表略]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十八号（第181条第 1 項関係）</p>	<p>注 6 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第四十九号（第159条関係）</p> <p>[同左]</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 1～注11 同左]</p> <p>注12 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十号（第164条関係）</p> <p>[同左]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十一号（第166条関係）</p> <p>[同左]</p> <p>[注 1～注 3 同左]</p> <p>注 4 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 [注 5 同左]</p> <p>別表第五十三号（第172条第 1 項関係）</p> <p>[同左]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十四号（第177条第 1 項関係）</p> <p>[同左]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十五号（第177条第 2 項及び第179条第 2 項関係）</p> <p>[表同左]</p> <p>[注 1・注 2 同左]</p> <p>注 3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十六号（第179条第 1 項関係）</p> <p>[同左]</p> <p>[表同左]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十七号（第180条関係）</p> <p>[同左]</p> <p>[表同左]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格 A 列 4 番</u>とすること。 別表第五十八号（第181条第 1 項関係）</p>
--	---

【略】

【表略】

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第五十九号（第181条第2項関係）

【略】

【表略】

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第六十号（第187条関係）

【略】

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

（別紙）

【1～3 略】

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第六十一号（第189条第1項関係）

事業計画書

【略】

長辺	短 辺	(1)～(3) 略	(日本産業規格A列4番によること。)
----	-----	-----------	--------------------

別表第六十二号（第192条関係）

【(1)～(3) 略】

別表第六十二号（第192条関係）

認定放送持株会社認定証

【略】

年 月 日 総 務 大 臣 印

別表第六十三号（第197条関係）

別表第六十三号（第197条関係）

【略】

【表略】

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第六十四号（第198条関係）

【略】

【注1・注2 略】

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【同左】

【表同左】

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第五十九号（第181条第2項関係）

【同左】

【表同左】

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第六十号（第187条関係）

【同左】

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

（別紙）

【1～3 同左】

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第六十一号（第189条第1項関係）

事業計画書

【同左】

長辺	短 辺	(1)～(3) 同左	(日本工業規格A列4番によること。)
----	-----	------------	--------------------

別表第六十二号（第192条関係）

【(1)～(3) 同左】

別表第六十二号（第192条関係）

認定放送持株会社認定証

【同左】

年 月 日 総 務 大 臣 印

別表第六十三号（第197条関係）

別表第六十三号（第197条関係）

【同左】

【表同左】

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表第六十四号（第198条関係）

【同左】

【注1・注2 同左】

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

<p>別表第六十五号 (第208条第1項関係) 第1 申請書</p> <p>[略]</p> <p>[注1・注2 略]</p> <p>注3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。 [第2 略]</p> <p>別表第六十六号 (第209条第1項関係) 第1 申請書</p> <p>[略]</p> <p>[注1・注2 略]</p> <p>注3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。 [第2 略]</p> <p>別表第六十七号 (第210条関係) [略]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とすること。</p>	<p>別表第六十五号 (第208条第1項関係) 第1 申請書</p> <p>[同左]</p> <p>[注1・注2 同左]</p> <p>注3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。 [第2 同左]</p> <p>別表第六十六号 (第209条第1項関係) 第1 申請書</p> <p>[同左]</p> <p>[注1・注2 同左]</p> <p>注3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。 [第2 同左]</p> <p>別表第六十七号 (第210条関係) [同左]</p> <p>注 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とすること。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

- 1 この省令は、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十三号）の施行の日から施行する。
- 2 放送法の一部を改正する法律附則第二条第一項の申請については、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の放送法施行規則第十二条の二及び第十二条の三の規定を適用する。
- 3 この省令の施行の際現に承認を受けている令和元年度の事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の変更については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 令和元年度の事業年度の業務報告書並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。